

平田村認定こども園建設工事設計業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

既存の2つの認定こども園の老朽化が進んでいるため、両こども園を集約して機能的なこども園を新たに1園整備することで、利用者の利便性の向上を図るとともに、こども園周辺の環境整備を行う。

本プロポーザルは、関係者との意見調整を適切に行いながら、平田村の特色を生かした魅力ある認定こども園を具現化できる能力を持つ設計者を選定するために行う。

2. 募集する業務委託の概要

(1) 業務名称

平田村認定こども園建設工事設計業務(以下「本設計業務」という。)

(2) 業務内容

別添「平田村認定こども園建設工事設計業務の概要書」(以下「概要書」という。)の内容に基づき、業務を実施するものとする。

(3) 業務期間

基本設計：契約締結の日 から 平成30年 5月31日まで

実施設計：(予定) 平成30年6月1日 から 平成30年10月31日まで

(4) 委託上限額

基本設計：10,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)

(5) 支払条件

前金払3割以内とし、業務完了後に残金を支払う。

(6) 契約の保証

金銭的保証(契約金額の10分の1)。なお、平田村財務規則第99条に規定する事項に該当する場合は申請により免除する。

(7) 補足

実施設計は平成30年度予算のため委託上限額は設けないが、参考見積は徴取する。従って、実施設計の見積も含めて審査対象の項目とする。なお、実施設計の契約は、平成30年度予算の議決を前提としており、議決がない場合には契約として成立しない。

3. 応募資格者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

- (4) 平成29・30年度平田村入札参加資格者名簿に、登録種別が「建築設計」で登録されている者であること。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている設計事務所の本店又は支店を、福島県内に有していること。
- (6) 平成14年4月以降に、日本国内で竣工し、又は実施設計を完了した延べ床面積1,000㎡以上の保育等施設(幼稚園、保育所、認定こども園等いずれか)の元請けとして新築・改築の設計実績がある者であること。
- (7) 本設計業務の管理技術者となる者が、一級建築士の資格を有し、設計事務所と参加申込書の受付日から起算して過去1か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (8) 本設計業務の管理技術者となる者が、平成14年4月以降に、日本国内で竣工し、又は実施設計を完了した延べ床面積1,000㎡以上の保育等施設(幼稚園、保育所、認定こども園等いずれか)の新築・改築の設計実績があること。
- (9) 「概要書」で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び平田村の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 参加申込書の提出日現在で平田村の指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、平田村から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

#### 4. 選定スケジュール

(1) 公募開始	平成30年1月22日(月)	
(2) 参加申込書の提出及び資料の貸与	平成30年2月5日(月)	締切
(3) 質問受付	平成30年2月6日(火)	締切
(4) 質問回答	平成30年2月8日(木)	予定
(5) 1次審査書類の提出期限	平成30年2月21日(水)	締切
(6) 1次審査の結果通知	平成30年2月26日(月)	予定
(7) 2次審査による選考	平成30年3月1日(木)	予定
(8) 選定結果通知	平成30年3月2日(金)	予定

#### 5. 提出書類

①参加申込書(様式1)	1部
②借用書兼誓約書(様式2)	1部
③審査書類提出届(様式3)	1部
④事務所の概要(様式4)	11部
⑤事務所の業務実績(様式5)	11部
※契約実績を証明する書類は1部	
⑥協力事務所の内容等(様式6)	11部
※協力事務所がある場合	

- ⑦配置予定者の業務実績(様式7) 11部  
 ※契約実績・雇用関係を証明する書類、資格者証(写)は1部
- ⑧技術提案書(様式8) 11部
- ⑨設計業務見積書  
 設計業務見積書(基本設計)(様式9-1) 1部  
 設計業務参考見積書(実施設計)(様式9-2) 1部  
 ※別紙により設計金額の内訳を記載すること。(任意様式)
- ⑩基本・実施設計業務工程表(任意様式) 11部

## 6. 参加申込書の提出及び資料の貸与

### (1) 提出期限

平成30年2月5日(月) 17:00まで。

### (2) 参加申込書、及び資料貸与にかかる書類の提出

参加申込書等を提出する前日までに、「14. 事務局」まで来庁日時を電話連絡し、前記「5. 提出書類」①参加申込書(様式1)と②借用書兼誓約書(様式2)を持参すること。

書類提出時に、様式1について事務局で確認し、前記「3. 応募資格者」(4)及び(5)に該当する事業者である場合に、資料(CD-R等)を貸与する。

※資料(CD-R等)内容:平田村認定こども園計画概要、参考図面(現況敷地)

## 7. 質問受付期間及び回答

本実施要領及び概要書等に関し、不明な点がある場合は「質問書(様式10)」を提出すること。

### (1) 提出期限

平成30年2月6日(火) 17:00まで。

### (2) 提出方法

質問書(様式10)下記「(4)送信先」に記載のメールアドレス宛てに電子メールにより提出し、この送信後必ず「14. 事務局」へ電話連絡をすること。

### (3) 回答方法

提出された質問の回答は、平成30年2月8日(木)(予定)に質問者名をふせて、全質問の回答を集約したものをホームページで公表する。

### (4) 送信先

平田村 総務課

E-mail: soumu@vill.hirata.fukushima.jp

※メールの題名は「(質問)平田村認定こども園建設工事設計業務について」とする。

## 8. 技術提案書(様式8)の作成及び記載上の留意事項

本プロポーザルは、魅力ある認定こども園を具現化できる能力を持つ設計者を選定するためのものであり、具体的な内容の作成(詳細なパース図等)は求めない。

「概要書」及び別添「平田村認定こども園計画概要」を踏まえ、以下の点に留意して様式8(A3横)3枚以内(片面、カラー印刷可)で提案すること。

文字は12ポイント以上とする。なお、図中の注釈などは8ポイント以上とする。

(1) 提案事項について

- ・業務の実施方針
- ・認定こども園のゾーニング図
- ・配置計画及び平面計画のイメージ図
- ・園庭の素材（現アスファルト活用の可否）
- ・その他の提案事項

(2) 安全確保や配置計画について

(3) 「概要書」の「2(10)工事費」に記載した予定上限額に適合させるための建設費や設備、材料選定等に係るランニングコストの低減に対する提案、工程期間の短縮について。

(4) 敷地の利用に関する提案、環境対策に関する提案、保育室等の空間構成の考え方、園舎整備に取り入れたい新しい発想など、特に重視する設計上の工夫事項について。

(5) 工事期間中の安全への配慮、近隣住居生活者や近隣施設利用者への騒音等の配慮について。

## 9. 1次審査書類の提出

(1) 提出期限

平成30年2月21日(水) 17:00まで。

応募は、事業者1者につき1提案とし、「5. 提出書類 ③1次審査書類提出届(様式3)～ ⑩基本・実施設計業務工程表(任意様式)」と、「6. 参加申込書の提出及び資料の貸与」により受領したCD-R等を「14. 事務局」へ持参又は郵送(必着)する。

※郵送の場合は、提出した旨を「14. 事務局」まで電話連絡し、到達確認をすること。

## 10. 事業者の選定

事業者の選定については、以下の手順により実施する。

(1) 1次審査(書類選考)

1次審査では事業者が提出した書類を審査する。参加資格を有する事業者が多い場合は、2次審査対象者として上位5者程度を選定する。

結果通知は、平成30年2月26日(月)に1次審査書類を提出した全事業者に通知する。

(2) 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

①実施日時・場所

平成30年3月1日(木) 平田村役場 2階 第1会議室(予定)

なお、別途正式決定し、通知する。

②実施時間

1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分以内とする。)

### ③その他

- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる管理技術者を含み、出席者数は4名以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意する。なお、プロジェクターとパソコンとの接続は、ミニD-Sub 15pin又はHDMIで行う。
- ・プレゼンテーションは、提出された書類をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

### (3)選定方法

審査では、評価基準をもとに総合的に評価・審査し、2次審査で最高得点を得た者を本設計業務の候補者として選定する。

- ※プロポーザルの評価基準及び配点については別添の「プロポーザル審査について」を参照すること。

### (4)結果の通知

審査結果は、2次審査を行った全事業者に書面で平成30年3月2日(金)に通知する。

## 11. 契約の締結

(1)「10. 事業者の選定」により本業務委託の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は平田村から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(2)契約の締結時には、設計委託業務仕様書に基づいた設計業務の内訳明細書(詳細を記したものを)を提出すること。

(3)契約の締結は、基本設計に関する業務だけを先に行う。実施設計に関する業務は、平成30年度予算の議決が前提となるため、議決がない場合には契約として成立しない。

## 12. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2)資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3)提出書類が概要書に示された条件に適合しない場合
- (4)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5)その他、村長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

## 13. その他留意事項

- (1)参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届(A4判任意様式)を提出すること。
- (2)本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

- (3) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は、現地視察前日までに事務局に日時をFAX(かがみ不要)で通知し、近隣住民及び施設等に迷惑がかからないよう十分配慮し調査すること。敷地内に入らない現地調査(道路及び施設駐車場からの調査)は、FAXは不要。
- (7) 技術提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出された技術提案書等の著作権は、平田村に帰属するものとする。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、平田村情報公開条例(平成12年12月25日条例第38号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (11) 参加者は、平田村財務規則等を熟読し、その内容を十分に承知した上で参加すること。なお、契約に係る例規等については以下(村ホームページ)で確認すること。  
<http://www.vill.hirata.fukushima.jp/>
- (12) 参加申込者が1者のみの場合は、書類選考、ヒアリングを行った上で、本業務委託を受託するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し選定する。
- (13) 設計委託業務仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。

#### 14. 事務局(提出・問い合わせ先)

〒963-8292 石川郡平田村大字永田字切田116

平田村 総務課

TEL:0247-55-3111 FAX:0247-55-3199

E-mail:soumu@vill.hirata.fukushima.jp